

令和4年2月定例教育委員会次第

日時：令和4年2月22日（火）
午前10時～午前11時30分
場所：犬山市役所4階401会議室

1. 開会

2. 教育長報告
(前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

第36号議案 令和4年度定期人事異動内申について (学校教育課)

第37号議案 犬山市放課後児童健全育成事業実施に関する規則の一部改正について (子ども未来課)

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- | | | |
|----------------------------------|-----------|-------|
| (1) 後援名義使用承認に関する報告及び承認に関する協議 | (文化スポーツ課) | No.1 |
| (2) 令和3年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について | (学校教育課) | No.2 |
| (3) 令和4年度地域未来塾実施について | (学校教育課) | No.3 |
| (4) 地域部活動推進事業について | (文化スポーツ課) | No.4 |
| (5) 羽黒・羽黒北子ども未来園統合民営化事業について | (子ども未来課) | No.5 |
| (6) 楽田児童センター2階部分の民間提案制度の募集結果について | (子ども未来課) | No.6 |
| (7) 3月・4月行事予定表について | (学校教育課) | No.7 |
| (8) 令和4年度年間計画について | (学校教育課) | No.8 |
| (9) 「犬山の教育施策2022 学びの学校づくり」について | (学校教育課) | No.9 |
| (10) 議会の議決を経るべき事件について | (教育部) | No.10 |
| (11) いじめ防止に向けて | (学校教育課) | No.11 |

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第36号議案

令和4年度教職員定期人事異動内申（案）について

令和4年度犬山市教職員定期人事異動内申（案）は、別紙の通りです。

令和4年2月22日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝

誠

（説明）

この案を提出するのは、丹葉地方教育事務協議会の令和4年度教職員定期人事異動方針を踏まえて、犬山市教職員定期人事異動内申（案）の承認をしていただく必要があるからです。

令和4年2月定例教育委員会

令和4年度定期人事異動内申（案）について

※ 令和4年度 定期人事異動について

○ 令和3年度退職者について（11名）

- ① 定年退職者 7名 校長 3名 教頭 1名 教諭 3名
- ② 勸奨退職者 0名
- ③ 自己都合退職者 4名 教諭 3名 主査 1名

○ 令和4年度新規採用者等について

- ① 新任校長 2名
- ② 新任教頭 6名
- ③ 新規採用 12名

○ 令和4年度（市内での異動と他市町からの転入）

- ① 校長 0名
- ② 教頭 1名
- ③ 教諭（養護教諭を含む） 27名
 - 小学校 教諭 18名 内養教 1名
 - 中学校 教諭 9名 内養教 0名
- ④ 事務職員 3名
- ⑤ 栄養教諭・学校栄養職員 0名
- ⑥ 再任用 8名

犬山市教育委員会第37号議案

犬山市放課後児童健全育成事業実施に関する規則の改正について

犬山市放課後児童健全育成事業実施に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和4年2月22日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、多子多胎世帯子育て支援施策の実施及び児童クラブの移転にあたり、規則の一部を改正する必要があるからである。

犬山市放課後児童健全育成事業実施に関する規則の一部を改正する規則

犬山市放課後児童健全育成事業実施に関する規則（平成28年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「児童の」を「児童（当該児童の保護者に子（当該保護者と別居し、又は生計を一にしない者を含む。）が3人以上いる場合で、当該児童の年齢が高い方から数えて3人目以降であるときは、当該児童を除く。）の」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

別表中

「

犬山市字裏之門55番地1 (楽田児童センター内)	80人
-----------------------------	-----

」

を

「

犬山市字城山97番地 (楽田小学校内)	120人
------------------------	------

」

に、

「

犬山北第2児童クラブ	犬山市大字犬山字北古券2番地 (犬山北小学校内)	40人
楽田第2児童クラブ	犬山市字裏之門55番地1 (楽田児童センター内)	40人

」

を

「

犬山北第2児童	犬山市大字犬山字北古券2番地	40人
---------	----------------	-----

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第10条第1項の規定は、令和4年4月1日以後における児童クラブの利用について適用し、同日前における児童クラブの利用については、なお従前の例による。

○犬山市放課後児童健全育成事業実施に関する規則の一部改正のための新旧対照表

新 (改正後)

(利用手数料)
 第10条 市長は、児童クラブに入会した児童(当該児童の保護者に子(当該児童の保護者と同居し、又は生計を一にしない者を含む。)が3人以上いる場合で、当該児童の年齢が高い方から数えて3人目以降であるときは、当該児童を除く。)の保護者から、犬山市手数料条例(平成12年条例第11号)に定める利用手数料を毎月徴収するものとする。ただし、第8条第4項の規定により休会するときは、この限りでない。

旧 (改正前)

(利用手数料)
 第10条 市長は、児童クラブに入会した児童の保護者から、犬山市手数料条例(平成12年条例第11号)に定める利用手数料を毎月徴収するものとする。ただし、第8条第4項の規定により休会するときは、この限りではない。

2～4 略

別表 (第2条関係)

区分	児童クラブの名称	設置場所	定員
第1	略	略	略
	楽田児童クラブ	犬山市字城山97番地 (楽田小学校内)	120人
	{ 略 }	{ 略 }	{ 略 }
第2	犬山北第2児童クラブ	犬山市大字犬山字北古券2番地 (犬山北小学校内)	40人
	{ 略 }	{ 略 }	{ 略 }
略	略	略	略

区分	児童クラブの名称	設置場所	定員
第1	略	略	略
	楽田児童クラブ	犬山市字裏之門55番地1 (楽田児童センター内)	80人
	{ 略 }	{ 略 }	{ 略 }
第2	犬山北第2児童クラブ	犬山市大字犬山字北古券2番地 (犬山北小学校内)	40人
	楽田第2児童クラブ	犬山市字裏之門55番地1 (楽田児童センター内)	40人
	{ 略 }	{ 略 }	{ 略 }
略	略	略	略